



令和元年度政策評価に関する 統一研修（中央研修）

法務省矯正局総務課 井上普文

本日のゴール

皆様に

- ① 再犯という社会課題と取組を知っていただいた上で
- ② 課題解決に向けたコミュニケーションの手段として
ロジックモデルは便利かもという気持ちになっていただく。

御説明の流れ

- 1 再犯防止に向けた取組の現状
- 2 EBPM実例創出対象事例に選ばれて
- 3 実例創出を通じて感じたこと

1 再犯防止に向けた取組の現状

2 EBPM実例創出対象事例に選ばれて

3 実例創出を通じて感じたこと

再犯防止とは . . .

犯罪や非行をした人が、
犯罪・非行をすることを防ぐこと

再犯防止推進法第 2 条第 2 項

市民として地域で生活

犯罪・非行

警察（逮捕・捜査）

検察庁（起訴）

裁判所（判決）

刑務所
少年院

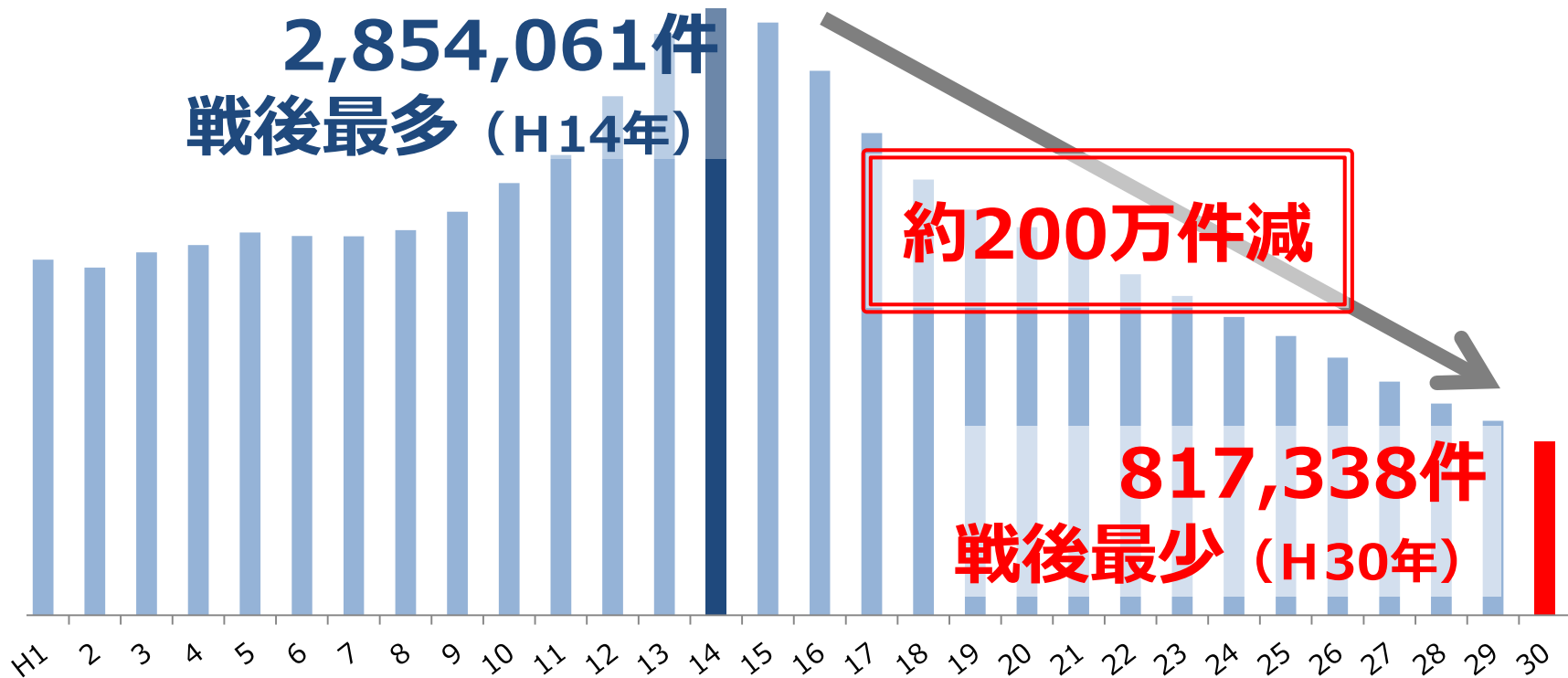
保護観察所（保護観察）

市民として地域で生活

犯罪はどのくらい発生している？

刑法犯の認知件数は大きく減少

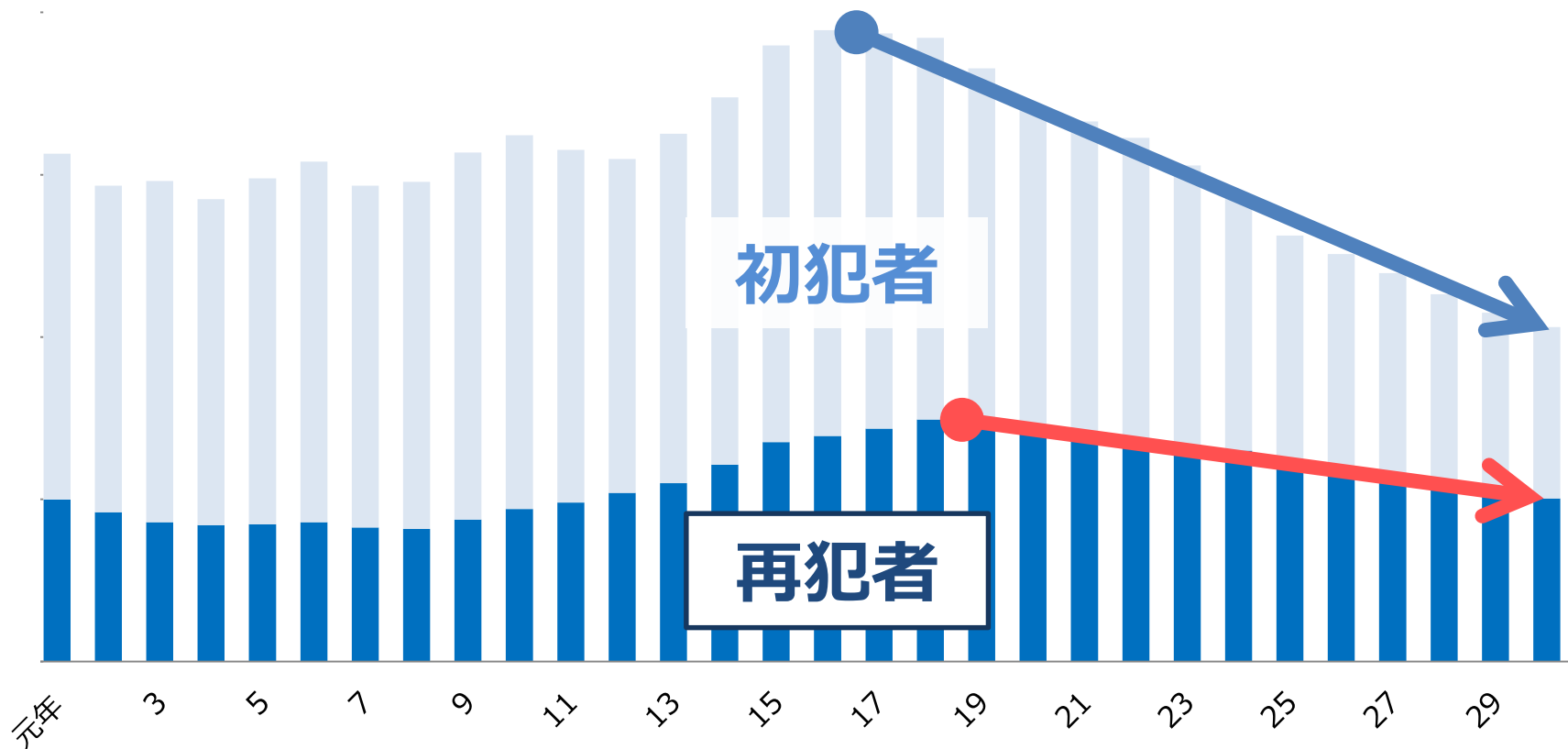
戦後最多から戦後最少へ



出典：刑法犯 認知件数（令和元年版犯罪白書）

再犯の現状は？

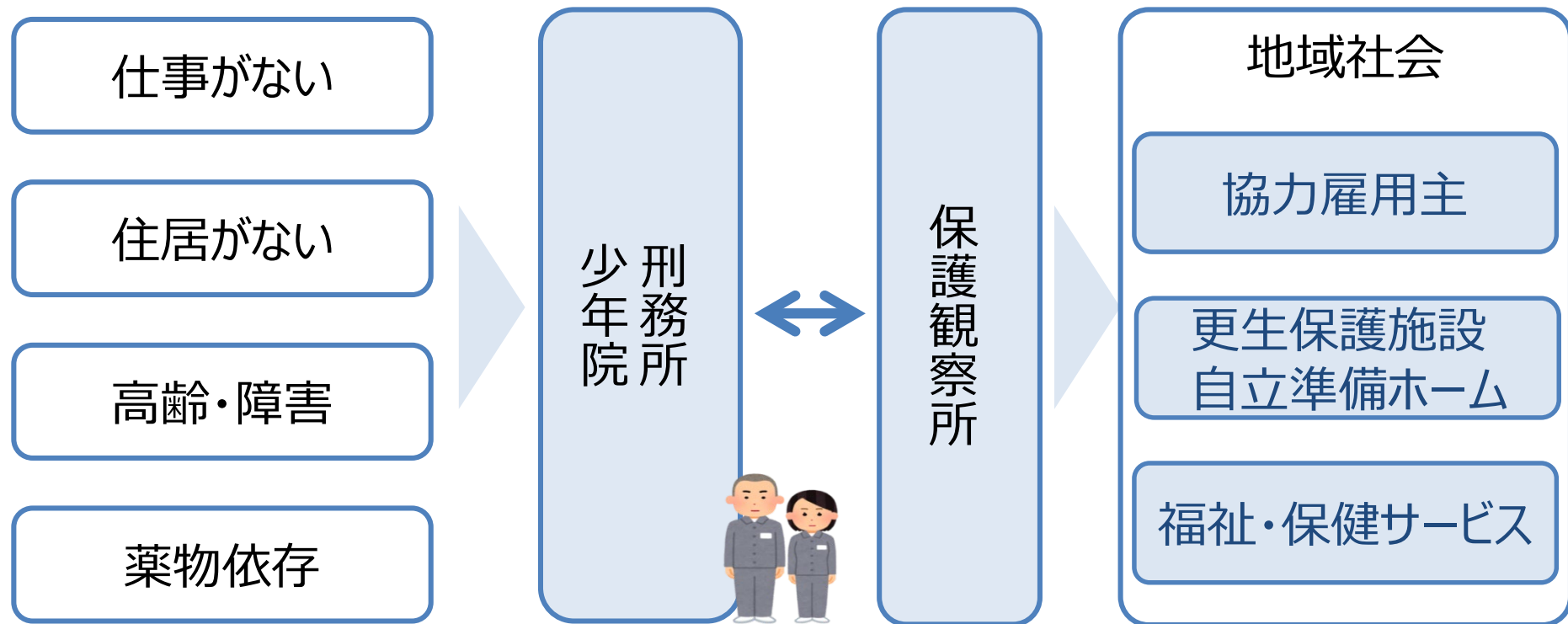
初犯者に比べて再犯者はあまり減っていない



刑法犯検挙人員中の再犯者人員の推移（令和元年版犯罪白書を基に作成）

平成18年以降、社会復帰に向けた支援を充実

- 矯正施設・保護観察所の指導・支援の充実
- 地域社会につなげる仕組みの整備



再犯防止を進める上での課題

社会への“つなぎ”だけでなく、 継続的な支援が必要

【 刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉
サービスの提供



修学の支援

再犯防止推進法の策定 (平成28年法律第104号)

再犯防止推進法のポイント

- 再犯防止の対象は、犯罪や非行をした者等
 - ⇔ 従来の再犯防止対策の対象（受刑者や保護観察対象者）よりも広範
- **国だけでなく地方公共団体にも取り組む責務**（法第4条）
 - ⇔ 更生保護法第2条：地方公共団体は、国の取組に協力することができる。
- **国・地方公共団体・民間団体等との連携**（法第5条）
 - 国・地方公共団体から民間団体等への情報提供
- 国に再犯防止推進計画の策定義務、地方に地方再犯防止推進計画策定の努力義務（法第7条・8条）
- **施設内だけでなく、社会内でも適切な指導・支援の実施**（法第21条）
 - 入口支援など施設内処遇を経ない犯罪をした者等に対する指導・支援の充実

再犯防止・立ち直りに向けた 国・地方・民間連携による「息の長い支援」の実現

【 刑務所等での指導・支援】

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域社会での支援 】



就労の確保



住居の確保



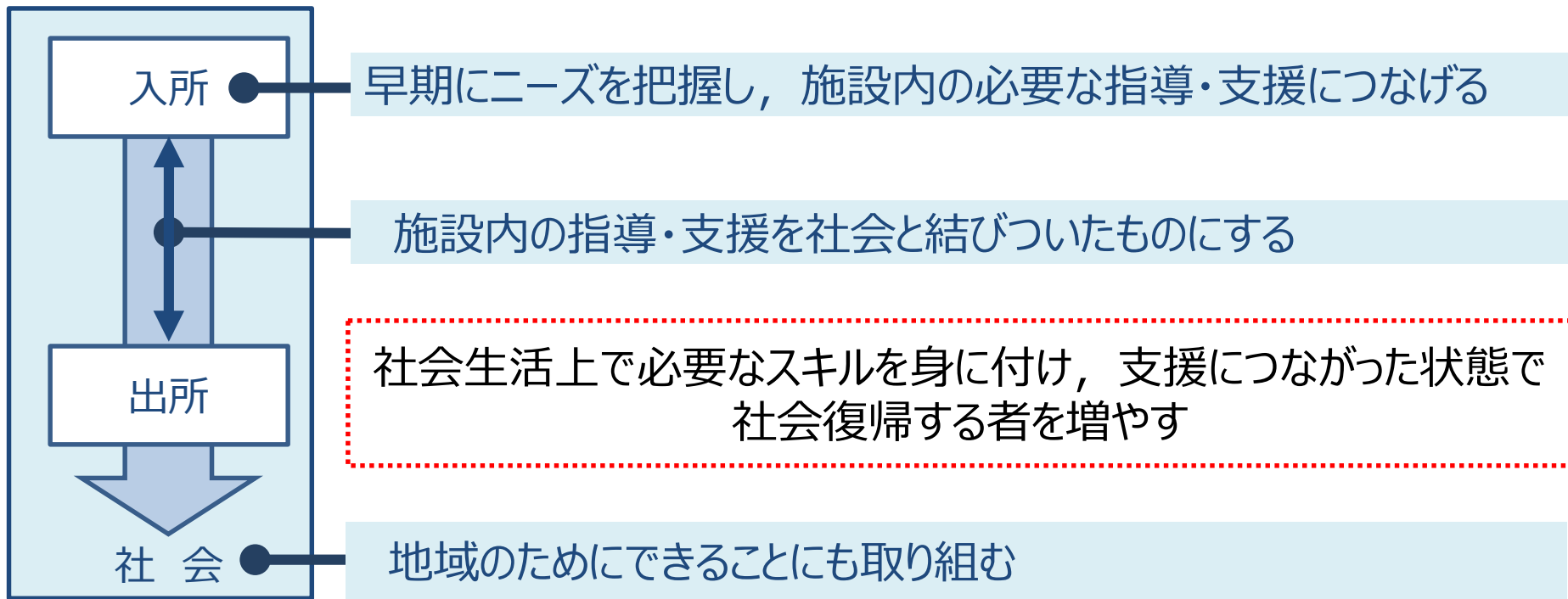
保健医療・福祉
サービスの提供



修学の支援

推進法を踏まえた基本的な考え方

社会と結びついた取組を矯正施設の中と外が一体となって推進



社会につながる職業訓練



ヤフー（株）による職業訓練

作業・訓練を通じて社会とつながる



社会とつながった支援をする





分野のプロと一緒に仕事をする



職員の意識も少しずつ変化

分類調査担当

福祉支援担当

就労支援担当

作業指導担当

更生を目指す人
被収容者

工場担当

改善指導担当

医療担当

刑務官

立ち直る場所は地域

刑務所・少年院と地域・立ち直りを
つなげていきたい。

立ち直りに協力したいと思わないと回答した理由

どのように接すればよいか 分からない	44.9%
自分や家族の身に何か起きないか 不安	43.0%
犯罪をした人と かわりを持ちたくない	35.5%
具体的な イメージがわからない	24.7%
犯罪をした人を 支援するべきではない	7.8%

**立ち直りの姿が見えないことが、
地域で立ち直りを進める上での壁に**

再犯防止対策に関する世論調査（平成30年・内閣府）

1 再犯防止に向けた取組の現状

2 EBPM実例創出対象事例に選ばれて

3 実例創出を通じて感じたこと

平成30年度EBPM事例

女子依存症回復支援プログラム（仮称）の 実施を通じた依存症回復モデル

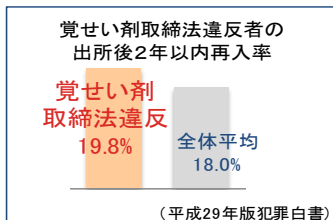
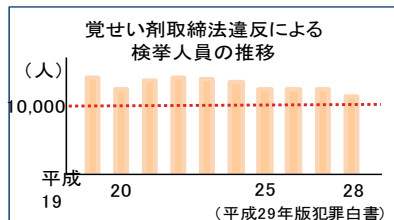
薬物依存からの回復に向けて、刑務所に収容されている段階から
社会復帰後の支援と直結した指導を継続的に行う

EBPM実例創出の対象事例に選ばれて ①

- 4月中旬 法務省内説明会・個別ヒアリングに参加
- 5月下旬 法務省内各局にEBPM実例創出の対象としたい施策の照会
ロジックモデルの作り方を解説した資料が配布される
→ 対象施策として、薬物依存回復モデル事業を提出する
- 6月上旬 対象施策に選ばれる
→ ロジックモデルの作成を始める
- 6月中旬 政策立案総括審議官ヒアリング（1回目）
- 7月下旬 政策立案総括審議官ヒアリング（2回目）
→ ロジックモデル【当初版】の完成

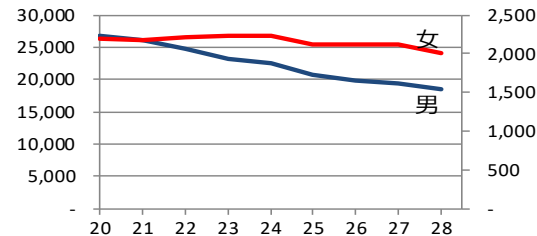
① なぜ依存症（薬物）なのか？

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年 1 万人を超える
- 新たな刑務所入所者の罪名の約 3 割が覚せい剤取締法違反
- 覚せい剤取締法違反により受刑した者の 2 年以内再入率は、全体平均と比較して高い



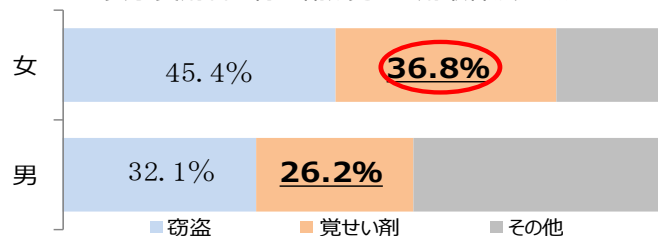
② なぜ女子受刑者なのか？

近年、男性受刑者は減少傾向にあるが、女子は横ばい



③ 女子受刑者の特徴

女子受刑者の約 4 割が覚せい剤取締法違反



海外における回復共同体の例

アミティ

アメリカのアリゾナ州を拠点とする犯罪者やあらゆる依存症者の社会復帰を支援する非営利団体

対象者

薬物事犯者をはじめ、殺人を犯した者、DV加害者、アルコール依存者など

条件

①自発的な参加、②グループプロセスの利用、③かつての薬物依存者をセラピストとして採用、④固定化されない組織構造

方法

ミーティングなどを通じてそれぞれが感じたことや自分自身に起こった変化などを仲間たちと確認し合い、自らを肯定的にとらえ直す場を構築する

活動の種類

- ①共同生活プログラム：堀もフェンスもない自由な環境
- ②刑務所内プログラム：すでに出所した者が、有給スタッフとして勤務
- ③コミュニティプログラム：①と②の修了者が社会復帰後にサポートを受けられる施設

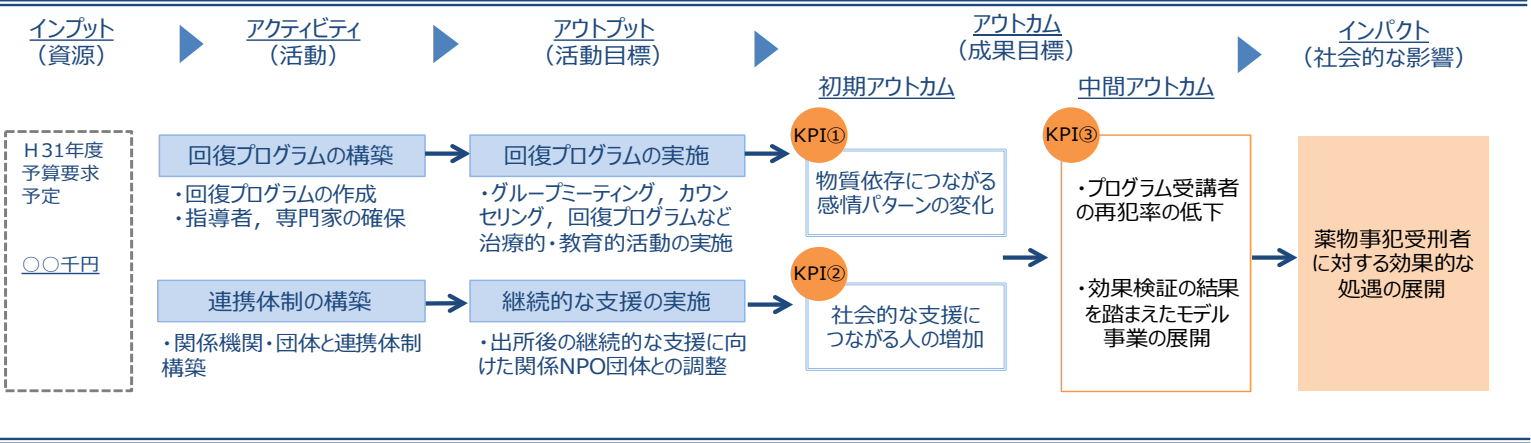
女子依存症回復支援プログラムの実施を通じた依存症回復モデルの構築

当初版

より社会の依存症支援施設に近い環境の中で、国と依存症支援施設が共同で作成した依存症回復支援プログラムを受講させるとともに、出所後は同プログラムを実施した依存症支援施設に帰住等することを可能とするなど、受刑段階から出所後の支援と直結した指導を行う仕組みを備えた「女子依存症回復支援モデル」を新たに整備・試行し、その検証等を通じて依存症の問題を抱える受刑者に対する一層効果的な処遇の展開を図る。

社会課題

薬物事犯者は再犯リスクが高く、女子入所受刑者の約4割を占めているなど再犯防止対策を進める上での課題となっている。薬物依存等からの回復には、刑務所出所後も切れ目のない継続的な支援を行う必要がある、再犯防止を図る上でも効果があるとされているが、刑務所出所時に社会的な支援につなぎ、その社会復帰を支援する仕組みがない



海外における導入事例

欧米における実績及び研究例

- ・欧州30カ国で実績。1,160のプログラム。
- ・刑務所TCの効果について15の対照研究。一般的な受刑者よりはるかに良い再犯率。(例) TC9%⇔標準的な処遇33%

	再犯率
プログラム未受講者	75%
プログラム受講者	28%

※出所後もプログラムに参加した場合

欧州薬物・薬物依存監視センター報告書 (2014.4)

我が国における女子受刑者の現状

女子受刑者の数は横ばい⇔男性は減少傾向

女子受刑者の約4割が覚せい剤取締法違反
【女36.8% ⇔ 男26.2%】

測定指標

- KPI① プログラム受講者数
プログラム受講前後の動的风险
- KPI② 社会的支援につながった者の数 (割合)
- KPI③ 受講者、非受講者の再犯率
社会的支援等につながった者の再犯率
モデル事業の効果検証結果

女子依存症回復支援プログラムの実施を通じた依存症回復モデルの構築参考データ

① なぜ依存症（薬物）なのか？

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超える
- 新おと刑務所入所者の異名を約3割が覚せい剤取締法違反

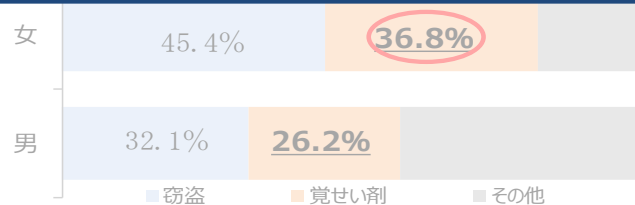
② なぜ女子受刑者なのか？

近年、男性受刑者は減少傾向にあるが、女子は横ばい

政策立案総括審議官ヒアリングでの指摘事項（参考データについて）

参考データの追加を検討

- 女子の覚せい剤事犯者の再入率が高いというデータ
- 過去データ
 - ・ 以前に「薬物に関する改善指導プログラム」を導入した前後の効果が比較できるもの
 - ・ 民間関与の先行事例
- 出所時に社会的支援につなげることが有効であるという参考データ
- 刑務作業を検討する際の参考データ など



対象者

薬物事犯者をはじめ、殺人を犯した者、DV加害者、アルコール依存者など

条件

①自発的な参加、②グループプロセスの利用、③かつての薬物依存者をセラピストとして採用、④固定化されない組織構造

方法

ミーティングなどを通じてそれぞれが感じたことや自分自身に起こった変化などを仲間たちと確認し合い、自らを肯定的にとらえ直す場を構築する

活動の種類

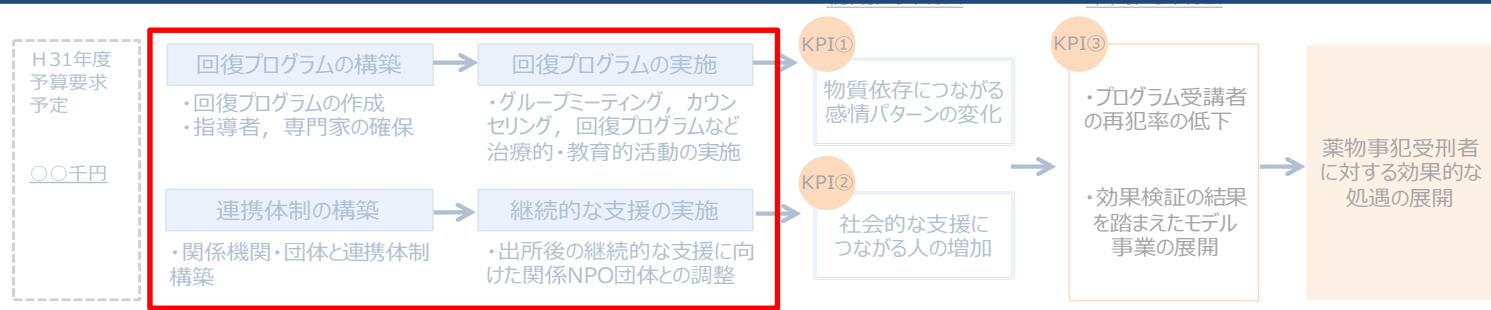
①共同生活プログラム：塀もフェンスもない自由な環境

②刑務所内プログラム：すでに出所した者が、有給スタッフとして勤務

③コミュニティプログラム：①と②の修了者が社会復帰後にサポートを受けられる施設

政策立案総括審議官ヒアリングでの指摘事項（アクティビティ・アウトプットについて）

- アクティビティ, アウトプットを細分化すれば, 活動内容やつながりが明確になるのでは？
- 施策実現のために必要な活動を摘記する（予算を前提に実施可能な活動も検討）。
 - ① 効果のある刑務作業 ③ 職員のレベルアップ ⑤ 民間の活動（支援）
 - ② 官と民の違い ④ 環境の整備（施設を含む） など



海外における導入事例

欧米における実績及び研究例

- ・欧州30カ国で実績。1,160のプログラム。
- ・刑務所TCの効果について15の対照研究。一般的な受刑者よりはるかに良い再犯率。(例) TC9%⇔標準的な処遇33%

	再犯率
プログラム未受講者	75%
プログラム受講者	28%

※出所後もプログラムに参加した場合

欧州薬物・薬物依存監視センター報告書（2014.4）

我が国における女子受刑者の現状

女子受刑者の数は横ばい⇔男性は減少傾向

女子受刑者の約4割が覚せい剤取締法違反
〔女36.8% ⇔ 男26.2%〕

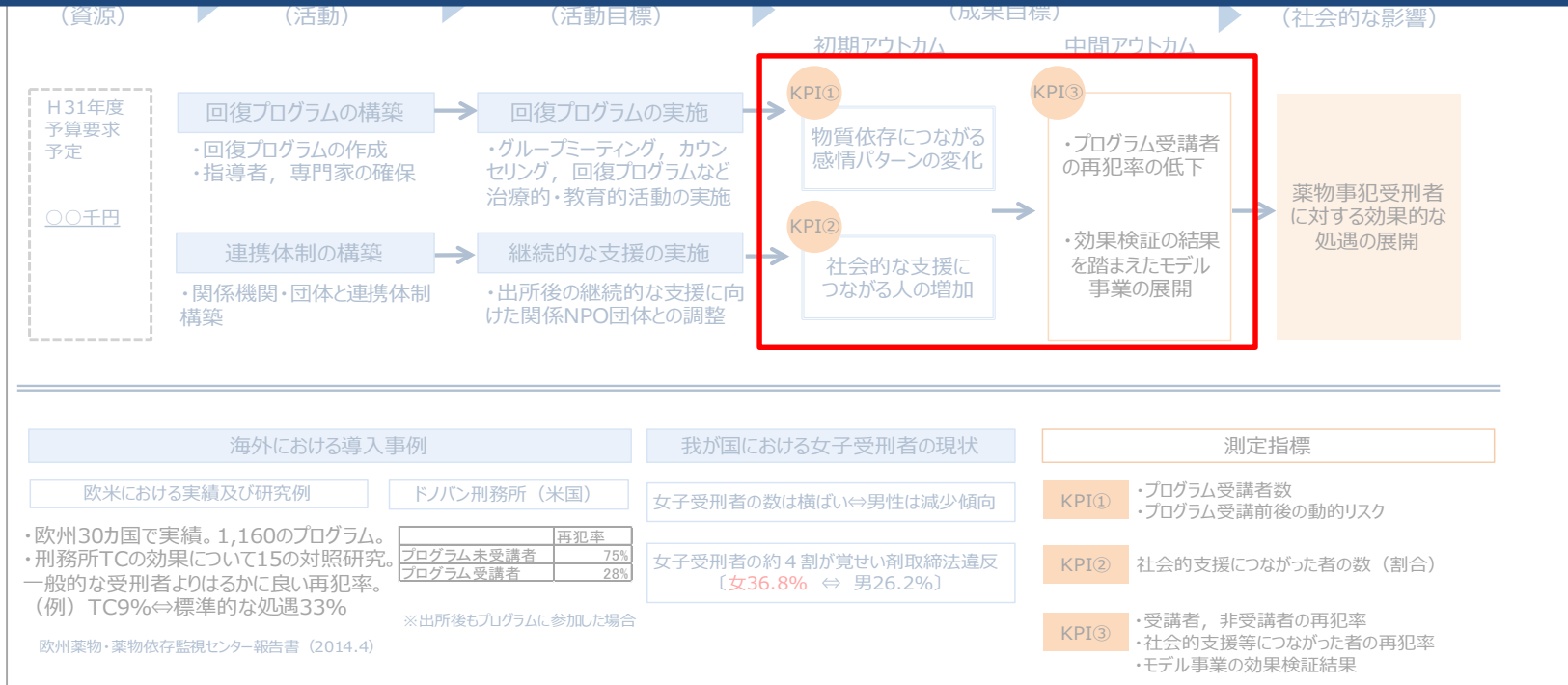
測定指標

- KPI① ・プログラム受講者数
・プログラム受講前後の動的风险
- KPI② 社会的支援につながった者の数（割合）
- KPI③ ・受講者, 非受講者の再犯率
・社会的支援等につながった者の再犯率
・モデル事業の効果検証結果

政策立案総括審議官ヒアリングでの指摘事項（アウトカムについて）

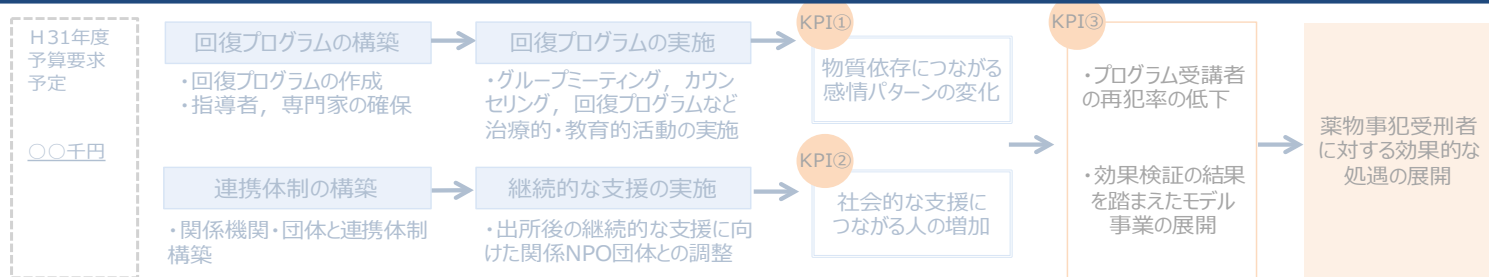
- 初期アウトカムと中間アウトカムの設定に飛躍がないか。
- 他にも考えられるアウトカムがあるのではないか。
- 社会全体への影響の広がり（副産物的な影響）も検討する必要。

例) 効果的な処遇の展開を通して、再入率が低下し、取組への国民の理解が深まる など



政策立案総括審議官ヒアリングでの指摘事項（測定指標について）

- 効果検証に有効な測定指標の設定（どの活動が効果的か検証したい）
- 測定指標が具体的か
 - ・既存データで使用できるもの
 - ・取得可能なもの
 - ・数値化できるもの
 - ・比較可能なもの
 - ・個人の追跡調査はできるか
 - ・再犯リスクの低下を数値化 など



海外における導入事例

欧米における実績及び研究例

- ・欧州30カ国で実績。1,160のプログラム。
- ・刑務所TCの効果について15の対照研究。一般的な受刑者よりはるかに良い再犯率。(例) TC9%⇔標準的な処遇33%

※出所後もプログラムに参加した場合

	再犯率
プログラム未受講者	75%
プログラム受講者	28%

欧州薬物・薬物依存監視センター報告書（2014.4）

我が国における女子受刑者の現状

女子受刑者の数は横ばい⇔男性は減少傾向

女子受刑者の約4割が覚せい剤取締法違反
〔女36.8% ⇔ 男26.2%〕

測定指標

- KPI①
 - ・プログラム受講者数
 - ・プログラム受講前後の動的风险
- KPI②
 - 社会的支援につながった者の数（割合）
- KPI③
 - ・受講者, 非受講者の再犯率
 - ・社会的支援等につながった者の再犯率
 - ・モデル事業の効果検証結果

EBPM実例創出の対象事例に選ばれて ②

8月上旬 ロジックモデルの修正

下旬 平成31年度予算概算要求

10月下旬 行革事務局参考人によるヒアリング

11月上旬 行革事務局参考人を講師とする省内勉強会の開催
(行革事務局参考人のアドバイス等を踏まえた検討)

12月下旬 予算額等をロジックモデルに反映・・・ロジックモデル【最終版】

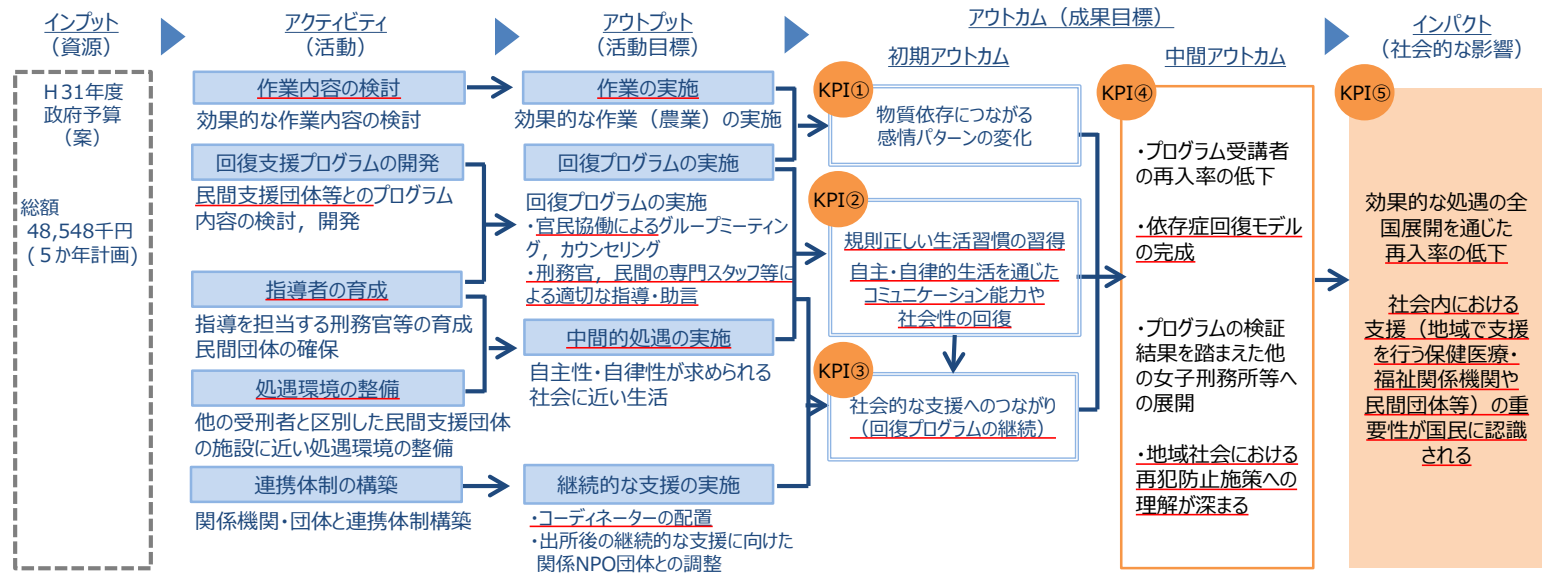
女子依存症回復支援プログラム（仮称）の実施を通じた依存症回復モデルの構築

より社会の依存症支援施設に近い環境の中で、国と依存症支援施設が共同で作成した依存症回復支援プログラムを受講させるとともに、出所後は同プログラムを実施した依存症支援施設に帰住等することを可能とするなど、受刑段階から出所後の支援と直結した指導を行う仕組みを備えた「女子依存症回復支援モデル」を新たに整備・実行し、その検証等を通じて依存症の問題を抱える受刑者に対する一層効果的な処遇の展開を図る。

社会課題

薬物事犯者は再犯リスクが高く、女子入所受刑者の約4割を占めているなど再犯防止対策を進める上での課題となっている。

薬物依存等からの回復には、刑務所出所後も切れ目のない継続的な支援を行う必要があり、再犯防止を図る上でも効果があるとされているが、受刑段階において、刑務所出所時に社会的な支援につなぎ、その社会復帰を支援する仕組みが存在しない。



我が国における女子受刑者の現状

女子受刑者の数は横ばい⇔男性は減少傾向

女子受刑者の約4割が覚せい剤取締法違反

[女36.8% ⇔ 男26.2%]

そのうち、56.8%が再犯者

測定指標

KPI①

- ・プログラム受講者数（開始時）
- ・プログラムの受講期間, 受講前後の心理尺度

KPI②

- ・刑務官や民間専門スタッフによる所内生活における基本態度・生活意欲等の評価 (受講前後)
- ・プログラムを出所まで継続受講した者の数
- ・受講群と非受講群との生活意欲等の変化の比較

KPI③

- ・社会的支援につながった者の数（割合）

KPI④

- ・つながった社会的支援の内容
- ・社会的支援につながらなかった者の数・要因

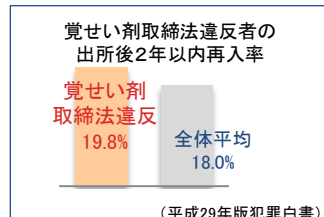
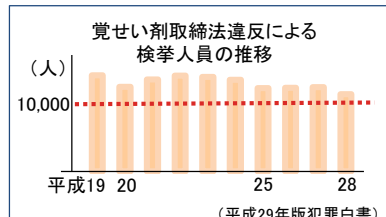
KPI⑤

- ・プログラム受講者, 非受講者の再入率（2年以内）
- ・社会的支援等につながった者の再入率

- ・薬物事犯者の再入率の低下

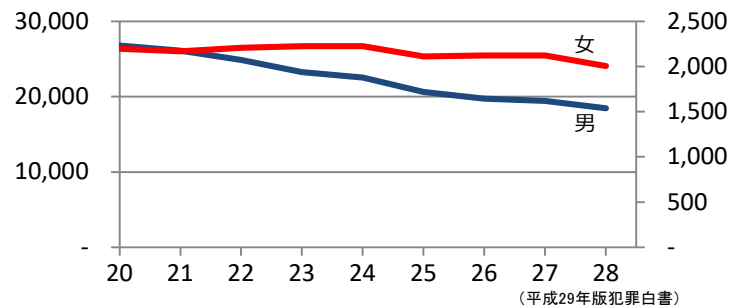
① なぜ依存症（薬物）なのか

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超える
- 新たな刑務所入所者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反
- 覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、全体平均と比較して高い



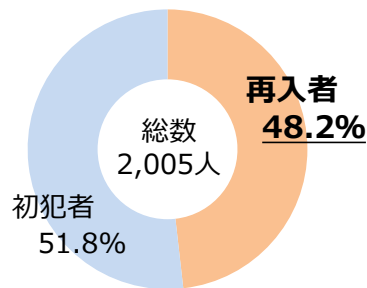
② なぜ女子受刑者なのか

近年、男性受刑者は減少傾向にあるが、女子は横ばい

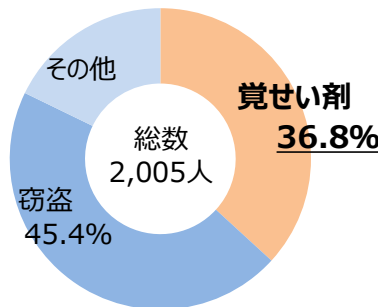


③ 女子受刑者の特徴

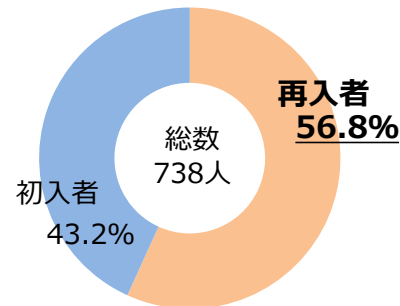
新たに刑務所へ入所した女子受刑者の
約5割が再入者



女子受刑者の約4割が
覚せい剤取締法違反



覚せい剤取締法違反・女子受刑者の
約6割が再入者



④ 薬物プログラム実施前後の再入率の比較

およそ10年前の平成18年から、薬物依存の問題を抱える受刑者を対象に、薬物依存からの離脱を目的としたプログラムを実施。プログラムには、ダルク等の民間支援団体のスタッフも一部参加。
→ プログラム導入前後を比較すると2年以内再入率はやや減少

	2年以内再入率
プログラム導入前 (H17)	19.3%
プログラム導入後 (H28)	18.6%

(矯正局調べ)

⑥ 依存症回復に農業を活用している例

NPO法人・栃木ダルクは、薬物依存からの回復・成長する場とプログラムを提供し、復帰後も自ら継続したケアができるよう支援する居住型薬物依存症リハビリ施設

身体疾患、高齢、薬物依存症以外の精神疾患などのために他者とのコミュニケーションがうまくいかない者も少なくない

「那珂川コミュニティファーム」を開設 ▶ 米や野菜をJA等に出荷

作物を育てる喜びや収穫による達成感を得ることを通じて、生活習慣の改善や自信の回復を図る。他者への関心も生まれる。



(NPO法人・栃木ダルク)

▶ 処遇プログラムへの参加意欲も向上

(平成29年版犯罪白書)

⑤ 海外における導入事例

欧米における実績及び研究例

- ・欧州30カ国で実績。1,160のプログラム。
- ・刑務所TCの効果について15の対照研究。一般的な受刑者より再犯率が非常に低い。

TC9% ⇔ 標準的な処遇33%

欧州薬物・薬物依存監視センター報告書(2014.4)

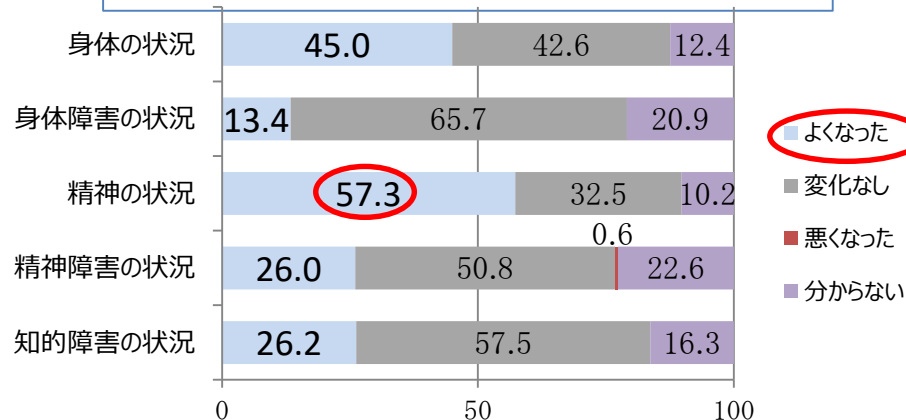
ドノバン刑務所(米国)

プログラムを受講し、出所後も継続して支援を受けた者の再犯率はプログラム未受講者と比較して低い

→ **継続的支援がカギ** 未受講 75% ⇔ 受講 28%

⑦ 農作業の心身に与える効果

農作業の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査によると、57.3%が精神の状況がよくなったと回答



出典：「農作業と健康についてのエビデンス把握手法等調査報告書」(平成24年農林水産省委託調査)

- 1 再犯防止に向けた取組の現状
- 2 EBPM実例創出対象事例に選ばれて
- 3 実例創出を通じて感じたこと**

実例創出を通じて感じたこと

- 総括部局（官房秘書課）の熱意と援助
 - ※ 管理者ではなく、支援者・助言者として関与。
- 政策立案の際に担当者の思考を整理する手段として、ロジックモデルは有効
 - ※ ロジックモデルの検証は、施策における取組や活動内容を細分化することにより、それぞれの関係性（つながり等）について検討を重ねることができる。
 - ※ 検討やエビデンスが不足している点が明らかになる（⇔ポンチ絵）
- 異業種間の協働が求められる新規事業の立ち上げ、推進を図る際のコミュニケーションツールとして、ロジックモデルは有効
 - ※ 再犯防止分野におけるSIB導入の検討（再犯防止の社会的インパクトは？）
- EBPM（ロジックモデル） = 複雑な問題を整理する便利な方法・道具 ≠ 評価
 - ※ 現在の政策形成の流れとの関係をどう考えるか（ツール?仕組み?)

実践例

法務省政策提案ワークショップ（令和元年12月7日）

学生と社会人が、犯罪・非行からの立ち直りという社会課題について、「地域で立ち直りに取り組むには？」をテーマに考え、京都 kongress で発表する3つのアイデアを選出。

国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）

刑事司法分野で最大の国際会議。各国の法務大臣・検事総長など約4,000人の法曹関係者が集まる。今年4月に50年ぶりに京都で開催予定。



発表内容の検討過程で
ロジックモデルを紹介・課題を整理

